



The Camden Principles on Freedom of Expression and Equality

表現の自由と平等に関する
カムデン原則

April 2009

XIX

ARTICLE 19

GLOBAL CAMPAIGN FOR FREE EXPRESSION

ARTICLE 19
Free Word Centre
60 Farringdon Road
London
EC1R 3GA
United Kingdom

Tel: +44 20 7324 2500
Fax: +44 20 7490 0566
E-mail: info@article19.org

© ARTICLE 19, London
ISBN 978-1-906586-05-8

ARTICLE19はカムデン原則を支持する個人及び組織を奨励する。我々はまたどのようにカムデン原則が使われているかについてのフィードバックを奨励する。endorse@article19.orgに、名前と所属とコメントをつけて、フィードバックか支持を送ってください。

この文書は、クリエイティブコモンズの表示・非営利・継承ライセンスの下で提供される。

あなたは、以下の規制の下に、この文書を自由に複製、配布、展示そして、派生的な文書を作成することができる。

- 1) ARTICLE19を信用する。
- 2) 商業目的で使用しない。
- 3) この文書と同様のライセンスの下でこの出版物から派生したものを配布する。

このライセンスの公式の全文面を読むためには、以下のサイトを訪問してください。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.5/legalcode>

これらの原則は ARTICLE19 によって、2008 年 12 月 11 日と 2009 年 2 月 23-24 日にロンドンで行われたミーティングにて、表現の自由と平等問題についての国際人権法の学術的専門家と市民社会と、国際連合の高官と他の公式部門のグループを含むメンバーによる議論を基礎として準備された。

この原則は国際的な法と基準についての進歩的な解釈と、受け入れられた国家の実践（とりわけ、国内法規と国内裁判所の判決の反映として）、そして国際社会によって認められた一般的な法の原則を示すものである。

これらの原則の策定は、表現の自由の尊重と、平等の促進の間の適切な関係について、より包括的なコンセンサスを世界的に促進したいという欲求により突き動かされたものである。これら権利の競合する視点の間で、緊張が生じうること、焦点はそれらの間の遥かに重要で前向きな関係よりも、これらの潜在的な緊張に偏っている。その上で、国際法はその緊張を解決することに対する基礎をこれらの原則に沿って規定する。

我々は世界中の人々と組織に、権威と彼らに対する支援を提供しようとして、これらの原則を支持するように訴えるものである。我々はまた、提唱者と同様に、政策決定者に、すべてのレベルでこれらの原則を実行するための措置を講じるよう訴えるものである。

導入文

これらの原則は、表現の自由と平等は基本的な権利であるという理解に基づいて作られている。そして、その関係は人権の保護と享受に対して、欠くべからざるものである。それらはまた、互いに人権を支援し、補強している。それは、表現の自由と平等の双方が効果的に認識されるように促進するために協調的で専心的な行動がとられるときだけだが。

複数性と多様性は表現の自由のホールマーク（品質保証書）である。表現の自由に対する権利の実現は、様々な展望や視点を口に出すことで、活気に満ちて多面的な公益的議論を可能にする。

不平等は、これを傷つけることで、特定の声の排除せしめる。万人の、話を聞いてもらい、話し、そして政治的、芸術的かつ社会的な生活に参加する権利は、その一つ一つが、平等の達成と享受に不可欠なものである。人々が、公共における参加とその声を否定されたとき、彼らの、問題、経験そして関心は、見えなくされてしまい、彼らは偏狭さと偏見そして周辺化に対してより脆弱になる。

非常に頻繁に、表現の自由と平等の二つの権利は、それらの間の緊張に対する潜在的な力への注目により、互いに対立するもの、または直接衝突するものとして解釈されてきた。この原則は、表現の自由と平等が、人間の尊厳を安全にし保護することに対する相補的かつ必須の貢献を定義することと、それらが共に人権の独立性と普遍性に対する鍵であるという事実により、表現の自由と平等の間の肯定的な関係を断言する。観察と保護により、万人の為の人権に対する尊重を可能にし、また強化するのである。

この原則はまた、表現の自由と平等に対する尊重は、民主主義と持続的な人類の発展を保証することにおいて、そして国際平和と安全の促進において、重要な役割を担うと断言する。安全対策、ことに移民とテロ対策の領域において、不法な言論規制と特定の民族・宗教グループに対する非難の

結果、個人の権利が傷つけられてきた。この原則は、安全のためには人権について妥協せねばならないという視点を拒否するものである。この原則は代わりに、人権に対する尊重は真の安全の達成の中心であると断言する。

この原則は、複数性と多様性を促進するための前向きな方策を講じること、コミュニケーションの手段にたいする公平なアクセスの促進、そして情報へのアクセスの権利を保証することに対する、国家の義務を強調する。この原則は、悪用される恐れがあるとしても、表現の自由と平等に対する効果的な環境の創出における、国家の前向きな役割を断言する。強靱な民主的構造—自由で公正な選挙、司法の独立と力強い市民社会を含む—は、悪用を防ぎ、より全体的に多元的共存のゴールと公平なアクセスを実現することを必要とする。国家が、重要な役割を持つが、自己制御性は、それが効果的なところでは、依然として、メディアに関する専門的な問題に取り組むもっとも適した方法である。

この原則は、公平なアクセスを保証することを通じて、自由な表現を可能にし、平等の実現を可能にする、メディアと他の公的コミュニケーション手段の重要性を認識している。伝統的なメディアは世界的に重要な役割を担い続けているが、重大な変化に見舞われている。新たなテクノロジー—デジタル放送、携帯電話、そしてインターネットを含む—は、情報の拡散を非常に向上させ、新しい形態のコミュニケーションを切り拓いた。プロゴスフィアのような。

同時に、多くのメディア部門において、メディアへのアクセスは、特にマイノリティのグループにとって、そしてメディアにおける本物の多様性は、メディア所有の集中の増加と市場の失敗を含む他の市場からの挑戦によって脅かされている。

これらの変化は、複数性と公共の関心に対する、機会と挑戦の両方をもたらす。複数性と多様性を保護する効果的な方針と規

制の枠組みが必要とされるが、これらは、社会の中のメディアの役割に関するフレッシュな議論を刺激し、メディアや公共の権威者、政府と市民社会の代表達と同様に様々なコミュニティの関係者が参加する幅広い社会的な対話に基づかねばならない。

この原則は、平等の幅広い観念に基づいており、そしてそれは、本質的に平等な取り扱いや地位と同様、法の前での平等と、非差別の権利を含む。それらは差別の問題とネガティブなステレオタイプ化が社会経済と政治的な現象に深く根を張っていることを認識している。

そのような差別やステレオタイプの根絶は、教育や社会的対話、意識向上の領域での、継続的で広範囲の努力を必要とする。

宗教などを含む、異論のある問題についての議論を制限することは、根底にある、平等を棄損する偏見の社会的なルーツに取り組むことにならないだろう。多くの文脈で、表現の自由に対する規制は、平等を促進するよりも傷つけることで、不遇なグループに狙いを定める。規制の代わりに、開かれた議論は、個人とグループに対するネガティブなステレオタイプと戦うことと偏見によって作られた傷害を公衆の目に曝すことに対して、必須のものである。

しかしながらこの原則は、特定のスピーチ、例えば人種的憎悪の意図的な扇動は、禁じられるべきであり、平等に対して有害

であると認識している。そのようなスピーチを禁じるルールは、政治的な日和見主義によるものを含む、規制のいかなる濫用も防げるように厳格に定義されるべきである。

そのようなルールが、すべての保護されるべきグループの利益にたいして公正に適用されることを確実にするため、有効な手段が講じられる必要がある。この点について、特に司法当局の側の、傷つきやすさの型と文脈を考慮に入れたケースバイケースのアプローチが重要である。そのようなルールは個人とグループを保護するためにのみ使われるべきである。それらは特定の信条、思想や宗教を保護するために使われるべきではないのだ。

最終的に、この原則は、表現の自由と平等が、傷つきやすく不遇なグループに対する声と可視性を与え、彼らの権利の保護のために努力する市民社会組織の活力と成長を助長すると認識している。この原則はまた、すべての個人と社会機関は表現の自由と平等の促進と彼らの一般的かつ効果的な認識と遵守を安全にする努力をするだろうという世界人権宣言の前文に強調された洞察を再確認する。

下記(※1)の個人及び団体である我々は、この原則を支持し、国家的、地域的、国際的レベルで関連団体が、広範囲にわたる普及と理解と受理と実施を促進するための方策に取り掛かることを推奨するものである。

※1 これらの原則を支持した人々の全リストは [ARTICLE19](#) のウェブサイトにある。

原則

I. 平等と表現の自由に対する法的保護

原則 1：人権法の批准と導入

全ての国家は、導入か他の方法を通じて、平等と表現の自由に対する権利を保証する国際的かつ地域的人権条約に批准し、国内法に反映させるべきである。

原則 2：表現の自由に対する権利の保護のための法的枠組み

2.1. 国家は、国際人権法に従って、情報に対する権利も含んで、どんなメディアを通して、思想と表現の自由に対する権利が国内憲法の規制かそれらと同等のものなかに置かれることを、確実にすべきである。

2.2. 特に、国家は、国内憲法規制が、表現の自由に対する権利に対する規制の許される範囲を明確に提示することを、そのような限定が法によって提供されなければならないこと、憲法において認識される合法的関心を示すよう厳格に定義されなければならないこと、民主社会においてその重要性を保護するために必要であることを含んで確実にすべきである。

2.3. 国家は、公共団体によって保持される情報に対するアクセスの権利を含んで、情報に対する権利の保護の為の明確な法的枠組みを設置すべきである。そして、率先して情報の開示を促進すべきである。

原則 3：平等に対する権利の保護の為の合法的枠組み

3.1. 国際人権法に従って、国家は平等に対する権利が、国内の憲法規制かそれらの同等物のなかに置かれることを確実にすべきである。

3.2. 国内法は以下のものを保証すべきである。

i. 全ての個人は法の前に平等であり、法による平等な保護をうける権利がある。

ii. 万人は人種、性別、民族性、宗教や信条、障害、年齢、性的指向、言語、政治的若しくは他の意見、国家的若しくは社会的出自、国籍、財産、生まれや他の属性のような理由に基いた差別を受けない権利を持つ。

3.3. 国家はハラスメントを含む様々な形態の差別と闘うため、そして表現の自由に関するものを含む平等の権利を実現するための、明確な法的かつ方針の枠組みを設置すべきである。

原則 4：救済に対するアクセス

4.1. 国家は、表現の自由と平等に対する権利の侵害を含む人権侵害に対し、アクセスできる効果的な救済が利用可能であることを確実にすべきである。これらは国家人権機関やオンブズマンのような司法による救済とそれ以外のもの両方を含むべきである。

4.2. 国家は 法によって設立された権限のある独立で公平な裁判所によって、公平かつ公的な審理を受ける権利が保障されていることを確実にすべきである。

II. 聞かれる権利と話す権利

原則 5：複数性と平等に対する公的方針の枠組み

5.1. 全ての国は、以下のものに従って、ニューメディアを含むメディアに対する、複数性と平等を促進する公的な方針と規制の枠組みを適切に持つべきである。

i. その枠組みは、いかなるメディア規制も政府から独立した機関によってのみ執り行われるという基本的原則を尊重すべきであり、その期間は公に説明され、透明性をもって運営される。

ii. その枠組みは、様々なコミュニティが自由にメディアと情報にアクセスし使用する権利と、他の機関が作成したコンテンツの受け入れに対してと同様、地域に関わらず、それら自身のコンテンツの製作と流通の為の情報技術を促進する。

5.2. この枠組みは、以下の手段を通して、他のものの中で実行されるべきである。

i. 電話、インターネット、電気を含む、コミュニケーションの手段とメディアサービスの受信に対する一般的で利用可能なアクセスの促進。

ii. 新聞社、ラジオ局、テレビ局そして他のコミュニケーションシステムを設立する権利に関して、差別が存在しないことを確実にする。

iii. 全体として、大衆が多様な放送サービスの幅を受信できることを確実にするため、様々なコミュニケーションプラットフォームで使う放送に対し、十分な「空間」を割り当てる。

iv. 社会の中の最大幅の文化、コミュニティそして意見を代表するように、公共サービス、商業メディアとコミュニティメディアの中で、放送周波数を含む、リソースの公正な割り当てを行う。

v. 広範に、メディア規制の政府機関に社会全体を反映するように要求する。

vi. 過度のメディア所有の集中を防ぐための有効な手段を講じる。

vii. 万民に対する、信頼性のある多元的でタイムリーな情報の提供そして多様性に対して重要な貢献をなすまたは異なるコミュニティの間の対話を促進するコンテンツの製造物の促進のため、独立かつ透明性のあるプロセスを通じて、そして客観的な基準に基づいて、財政的な方法であろうと、他の形態のものであろうと、公的支援を提供する。

5.3. この枠組みはまた、以下の手段を含むべきである。

i. 様々なコミュニティに対して明確に取り組むメディアを妨害したり落胆せたりする効果を持つ、少数民族の言語に対するいかなる使用規制も撤廃すること。

ii. 様々なコミュニティに着眼したメディアの観点から、放送免許適用を審査するための一つの基準を含んで、多様性を作り出すこと。

iii. トレーニングの機会を含み、不遇かつ排斥された集団がメディアリソースに対して公平なアクセスを持つことを確実にする。

5.4. 変化するメディアの在り方の中の複数性、表現の自由と平等を確実にするために、メディアの中の公共サービスの価値は、国家または政府の制御下のメディアシステムを变形することにより、現行の公共サービス放送ネットワークを強化することにより、そして公共サービスメディアに対する十分な財政支援を確実にすることにより、保護され、増強されるべきである。

原則 6 : マスメディアの役割

6.1. 全てのマスメディアは、モラルと社会的責任の為に、以下の手段を講じるべきである。

- i. その労働力は全体として、多様かつ社会の構成を代表したものであること確実にせよ。
- ii. 社会におけるすべてのグループに関する問題にできる限り取り組み。
- iii. 画一的なブロックとしてのコミュニティを代表することより、様々なコミュニティの中のソースと声の多様性を追求しなさい。
- iv. 認識される職業的かつ倫理的基準に合わせて情報提供の高い標準に固執しなさい。

原理 7 : 訂正と応答の権利

7.1. 訂正と応答の権利は、平等と非差別の権利と情報の自由な流れの保護のために、保障されるべきである。

7.2. 訂正や応答の権利の行使により、他の救済が失われるべきではない。そのような他の救済を考えると、例えば、損害賠償最低額の減額などは考慮されるかもしれない。

7.3. これらの権利は、自己調整システムを通じてもっともよく保護される。有効な自己調整システムが機能しているところで義務的な応答や訂正の権利は押し付けられるべきではない。

7.4. メディア企業が、以前に間違った情報を出版したり放送したりしたとき、訂正の権利はいかなる個人に対してもマスメディア企業が訂正を出版したり放送したりすることを要求する権利を与える。

7.5. メディア企業による間違った、若しくは誤解を与える記事の出版や放送が、個人の認識される権利を侵害したとき、そして訂正が合理的に間違いを正すことが予想されないとき、応答の権利はいかなる個人に対しても、マスメディア企業が彼若しくは彼女の反応を広めるようにする権利を与える。

III. 異文化理解の促進

原則 8 : 国家の責任

8.1. 国家はすべてのレベルで大臣達を含む官公吏に、可能な限り、差別を促進し平等や異文化理解を棄損するような声明を発することを避けるよう義務を課すべきである。公務員に対しては、これは、公式行動規範や就業規則に反映されるべきである。

8.2. 国家は、人権の価値と原理のトレーニングをする教師の供給や、全ての学年の生徒に対する学校カリキュラムの一部として異文化の理解を広め深めることにより、個人やグループに対する差別とネガティブなステレオタイプと戦い、異文化の理解と評価を促進する広範な努力に携わるべきである。

原則 9 : メディアの責任

9.1. 全てのメディアは、以下の項目を考慮することで、道徳上及び社会的な責任により、差別と闘い、異文化理解を促進する上での役割を持つ。

i. 差別の行動が、公共の注意を引くことを確実にする間、前後関係、事実関係を踏まえ、敏感なやり方で報告するように注意する。

ii. メディアによって助長されている、個人やグループに対するネガティブなステレオタイプや差別の危険に注意する

iii. 不寛容を助長するかもしれない人種、宗教、性別やその他のグループ特性に対する不必要な言及を避ける。

iv. 差別やネガティブなステレオタイプにより引き起こされる、危害に対する関心を高める。

v. 様々なグループやコミュニティの考え方を反映して、それらのグループやコミュニ

ティに対して報告し、それらのメンバーに、彼らに対するより良い理解を促進するようなやり方で、主張する機会を与える。

9.2. 公共サービスの放送局は、個人やグループに対するネガティブなステレオタイプを避ける義務を負うべきであり、彼らの権限は、彼らに異文化理解を促進させ、様々なコミュニティと彼らが直面する問題に対するより良い理解を育むことを要求するべきである。これは、様々なコミュニティを社会の平等なメンバーとして描写する番組の放送を含むべきである。

9.3. メディアとジャーナリストに対する専門の行動規範は平等原理を反映すべきであり、そのような規範を發布し履行するために有効な措置が取られるべきである。

9.4. メディア専門家達に対する専門的な開発プログラムは、メディアが平等を促進することについて果たすことができる役割と、ネガティブなステレオタイプを避けることの必要性について関心を高めるべきである。

原則 10 : 他の関係者たち

10.1. 政治家や他の社会的指導者は、差別を助長し平等を棄損するかもしれない声明を発することを避けるべきである。そして、適切なところで差別的な声明や振る舞いに異議を唱えることを含んで、異文化理解を促進するために彼らの地位を利用するべきである。

10.2. これらの原則により、市民社会組織は複数性を尊重し、表現の自由と平等に対する権利を促進するべきである。特に、それら市民社会組織は、異文化理解を促進し、反対意見を認め、様々なコミュニティの構成員の能力を、そして、特に過小評価されたグループが、コミュニティの内的多様性を認識するような形で、彼らの考えや関心事を表明するように支援すべきである。

IV. 表現の自由と有害なスピーチ

原則 11：規制

11.1. 国家は、原則 2.2 に規定された基準によらない、表現の自由についてのいかなる規制も課すべきではない。そして特に、規制は法律によって規定され、他者の権利や評判、国家の安全や社会秩序、公衆衛生や道徳を保護するのに役立ち、民主社会においてこれらの関心事を保護するために必要とすべきである※2。これは数ある中で以下のような規制を意味する。

i. 明確かつ厳格に定義され、社会の緊急の必要に応じたものであるか。

ii. 表現の自由に対し、有効でありながらも制限が少ないであろう他の手段がないという理由で、利用できる最も押しつけがましくない手段であるか。

iii. それらが広く、狙いを絞らない方法で表現を規制しない、若しくは有害な表現の範囲を超え、合法的表現を除外するという理由で、幅が広すぎはしないか。

iv. それらが認可する制裁に関するものを含んで、保護された関心に対する利益は表現の自由に対する損害を上回るものであるという理由で、釣合のとれたものであるか。

11.2. 国家は、表現の自由に対するいかなる規制も上記に従うことを確実にするため、その法的枠組みを再確認すべきである。

原則 12：憎悪の扇動

12.1. 全ての国家は、差別や敵意、暴力（ヘイトスピーチ※3）の扇動を構成する、国籍や人種、宗教による憎悪の支持を禁じる法令を導入すべきである。国家の司法シ

ステムは以下のことをはっきりと示すか、権威のある解釈を通じてそれを明らかにすべきである。

i. 「憎悪」と「敵意」という術語は、標的とするグループに対する、非難、敵意と嫌悪の強烈かつ不合理な感情に関する。

ii. 「唱道、支持」という術語は、標的とするグループに対する公的な憎悪を促進する意図を要求することとして理解されている。

iii. 「扇動」という術語は、国籍、人種、宗教のグループについて、それらのグループに属する人に対する差別、敵意や暴力の切迫した危機を作り出す声明に関する。

iv. 様々なコミュニティによる、グループのアイデンティティのポジティブな感覚の促進はヘイトスピーチを構成しない。

12.2. 国家は、ジェノサイドの犯罪や人道に対する犯罪、そして戦争犯罪の否定や許容を禁止すべきであるが、それは、そのような声明が原則 12.1 で定義されたヘイトスピーチを構成する場合のみである。

12.3. 国家は、特定の思想、信条、主義や宗教や宗教制度に向けられた批判を、そのような表現が原則 12.1 で定義されたヘイトスピーチを構成しないならば、禁じるべきではない。

12.4. 国家は、原則 12.1 で定義されたヘイトスピーチの結果として実際の損害を被った個人が損害に対する民事法上の救済手段を含み、有効な救済を受ける権利を確実にすべきである。

12.5. 国家は、いかなるヘイトスピーチ規制も上記に従うものであることを確実にするため、その法的枠組みを再検証すべきである。

※2 これは ICCPR の 19 条(3)に基づく

※3 ICCPR の 20 条(2)に基づく。

付録 A

以下の専門家達（アルファベット順）は、これらの原則の草案作成の相談の際に、彼らの個々人の能力において、参加した。組織と提携は識別の為にだけ列挙する。彼らの記名は、この原則に対する公式の支持を意味するものではない。

エヴァ・スミス・アスムセン、人種主義と狭量に対する欧州委員会議長、ストラスブール、フランス

ホッサム・バガット、個人的権利のためのエジプシャンイニシアティブディレクター、カイロ、エジプト

ケビン・ボイル、エセックス大学法学部教授、コルチェスター、イギリス

バーボラ・ブコーブスカ、ARTICLE19 法律シニアディレクター、ロンドン、イギリス

アグネス・カラマード、ARTICLE19 エグゼクティブディレクター、ロンドン、イギリス

サンドラ・コリバー、上級法務職員、オープンソサイエティージャスティスイニシアチブ、ニューヨーク、アメリカ合衆国

アナスタシア・クリックレイ、EU 基本的権利エージェンシー議長、ウィーン、オーストリア

ツェツェ・ファドープ、アフリカに対するプログラム職員、ARTICLE19、ロンドン、イギリス

バンバン・ハリマーティ、テンポ誌編集者、ジャカルタ、インドネシア

ピエール・ハザン、人権高等弁務官事務所コンサルタント、ジュネーブ、スイス

サエダ・キラニ、アラブ・アーカイブ研究所ディレクター、アンマン、ヨルダン

フランク・ラ・ルー、意見と表現の自由の保護と促進に関する国連特別リポーター、グアテマラシティ、グアテマラ

マーク・ラティマー、少数派の権利グループインターナショナルディレクター、ロンドン、イギリス

トービー・メンデル、ARTICLE19 上級法律顧問、ロンドン、イギリス

ギチュー・ムイジャイ、レイシズム・人種差別・ゼノフォビア及び関連する不寛容の時代的形態の国連スペシャルリポーター、ナイロビ、ケニア

マリオ・オイセマール、ヨーロッパ人権裁判所弁護士、ストラスブール、フランス

セジャ・パーマー、ARTICLE19 上級弁護士、ロンドン、イギリス

ボリスラフ・ペトラノフ、市民政治的権利使節ディレクター、Sigrid Rausing 基金、ロンドン、イギリス

ディミトリアナ・ペトロバ、平等権利基金エグゼクティブディレクター、ロンドン、イギリス

マラク・ポッポビック、専務取締役、コネクタスヒューマンライツエグゼクティブディレクター、サオパオロ、ブラジル

ドゥブラフカ・シモノビク、女性に対する差別の除去に関する国連委員会メンバー、ザグレブ、クロアチア

マイケル・ウィーナー、国連人権高等弁務官事務所特別手続き部門人権役員、ジュネーブ、スイス

アイダン・ホホワイト、ジャーナリスト国際的連盟総書記、ブリュッセル、ベルギー

XIX

ARTICLE 19

GLOBAL CAMPAIGN FOR FREE EXPRESSION

表現の自由と平等に関するカムデン原則は表現の自由と平等が基本的な権利であるという理解のもとに作成された。表現の自由と平等は、人間の尊厳の保護、民主主義を確実にし、国際平和と安全を促進する上で欠くことのできない役割を担う相補的な権利である。

カムデン原則は国際法と基準、受け入れられた国家の实践、国際社会によって認識される法の一般原則の先進的な解釈を示すものである。この原則は、国連高官と他の職員、市民社会と学術専門家と相談して、ARTICLE19により準備された。この文書は、表現の自由に対する尊重と平等の促進の間の、より大きな世界的なコンセンサスを促進するために作られた。